

プライベートBOXご利用の規則

- このシステムは、標準トランクルームサービス約款に基づきお客様の文書・書類、一般家財等(以下、寄託物といいます。)を当社指定のコンテナで保管するもので、これをプライベートBOX(以下コンテナ)といいます。尚、デイトランクなる商標にて告知、掲示され提供するサービスについても本ご利用の規則が適用されるものとします。

頭書の一般家財等(寄託物)の関係

標準トランクルームサービス約款の別表は、次に掲げる物品(除く、高価なもの)の寄託として読み替えます。

- たんす、書棚、ベッド、じゅうたん、台所用品、食器、その他家具類
 - 冷暖房機器、音響機器、二輪車、その他家庭用機器類
 - 運動用具、玩具、その他の楽器・娯楽用品類
 - 和服、洋服、身の回り品、その他の衣服類
 - 絵画、彫刻、書籍、陶磁器、漆工品、骨董品、その他の美術工芸品
 - 複写機、タイプライター、コンピューター、キャビネット、金庫、その他の事務用機器類
 - 事務文書、帳簿、図面、その他の文書・書籍類
 - 磁気テープ、磁気ディスク、フィルム、レコード、その他の記録媒体類
 - その他前各号に掲げる物品に準ずるもの
- コンテナの設置場所は次の通りです。
[市川トランクルーム]
千葉県市川市二俣新町16-5
京葉物流株式会社 市川トランクルーム ※屋内倉庫にて、除湿・空調の設備はありません。
[ピアノ保管(戸田トランクルーム)]
埼玉県戸田市新曽369
ピアノ運送株式会社 ※屋内倉庫のピアノ専用保管庫
 - コンテナの寄託物は**危険品、貴金属、書画、骨とう、毛皮、高級衣類等の高価品、商品・製品等、現金、有価証券、貴重な書類、生物、腐敗しやすい物、汚損物、臭気物、又は盗品、他に害を及ぼす恐れのあるもの**は、保管できません。
上記保管出来ない寄託物を持ち込んだ場合は、お引取願います。
お引取にかかる運送費用発生時はお客様負担となります。
※1個のコンテナには寄託物 3Sサイズ 350kg、SS、S、1Sサイズ 700kg、1Lサイズ 500kg、2Lサイズ 1000kg、を限度とします。
 - コンテナの「鍵」または「PBカード」は当社で用意したものをお貸しします。
当社の営業時間は、平日午前9時より午後5時迄とさせて頂き、年末年始およびゴールデンウィーク、お盆等は所定日数を休みとします。通達は当社Webサイト(URL <http://www.privatebox.jp>)にておこないます。途中入出庫の際は、前日の午後3時迄にご連絡下さい。但し、月曜日、土曜日、日・祝祭日の場合は、それ以前の平日午後3時迄にご連絡下さい。事前にご連絡を頂きますと入出庫ができません。
 - コンテナのご利用をご希望の方は「プライベートBOX寄託契約書」(以下「寄託契約書」といいます)に必要事項記入押印の上、当社に提出願います。コンテナが確定した後、当社から「プライベートBOXご利用明細証」を発行します。1ヶ月を経ても「プライベートBOXご利用明細証」が届かない場合は必ずご連絡下さい。
ご利用期間は、1ヶ月単位とします。(1ヶ月間とは当月1日から当月末日までとする)
尚、コンテナへの寄託物の出し入れの際は当社社員が立ち会います。
記載事項、印鑑等を変更された時は直ちに当社へお届け下さい。
お届けが無かったために生じた損害については当社はその責を負いかねますのでご注意ください。
鍵を紛失したとき、もしくは毀損したときも同様とします。
 - コンテナより寄託物を出したり、新たに寄託される時は必ず「PBカード」または「鍵」をご持参頂き当社に提示してください。
 - お客様にお渡りする「プライベートBOXご利用明細証」、「PBカード」及び「鍵」は譲渡、転貸し、又は担保にする事は出来ません。
 - 「プライベートBOXご利用明細証」、「PBカード」及び「鍵」はお客様ご自身が責任を持って大切に保管願います。万一「プライベートBOXご利用明細証」「PBカード」及び「鍵」を紛失された時は速やかに当社までご連絡下さい。「プライベートBOXご利用明細証」「PBカード」及び「鍵」の紛失による損害につきましては当社は一切責任を負いません。また、第三者による「プライベートBOXご利用明細証」、「PBカード」及び「鍵」の偽造による損害についても当社は責任を負いません。
 - 利用コンテナ番号を口頭並びに書面にて照合することで入出庫及び解約時における身分確認をさせていただく場合がございますので、セキュリティの関係上第三者にコンテナ番号は知らせないようにしてください。コンテナ番号が第三者に漏洩した場合による損害については当社は責任を負いません。
 - 解約時には当社所定の「解約申込書」とともに「鍵」をご返却下さい。また、「鍵」を紛失した場合は再発行手数料として別途、金5250円(税込)をご請求させていただきます。
 - 当社は次の事由により生じた滅失、変質、毀損、紛失等の損害についてはその責を負いません。
 - 寄託物の性質、欠陥もしくは自然の消耗又は荷造りの不完全
 - 黴(カビ)、錆(サビ)、虫害
 - 戦争、事変、暴動、強盗、又は同盟罷業若しくは同盟空業
 - 地震、津波、大潮、大水、暴風雨

- ⑤ 徴発、又は防発
- ⑥ 前各号に掲げるものの他抗拒若しくは回避

- 当社は寄託物の保管に必要な施設に空きが無いとき、その他やむを得ない事由がある場合はお客様の同意を得て、他の倉庫業者に寄託物を寄託する場合があります。但し、同意を求めるとが無い場合は、お客様の同意を得ないで寄託する場合があります。他の倉庫業者に寄託した場合は当社はお客様に対し、遅滞なくその旨を通知します。
- ご利用料金を1ヵ月以上お支払いいただけない場合や寄託物により、当社又は第三者の寄託物等に損害が生じると認められた場合は、当社は取引を解除する事があります。
この場合も、直ちに、お客様に寄託物をお引取りいただきます。
- コンテナご利用に際し、お客様から、寄託物の時価換算額をお申し出いただけます。尚、火災保険契約の保険金額はお申し出いただいた寄託価額とします。また、保管期間中寄託価額が変更になった場合は直ちにご連絡ください。
- お客様の寄託物により、当社又は第三者に損害が生じた時はその損害をお客様に賠償していただきます。
- 保管期間満了もしくは取扱い中止後1ヶ月以内に寄託物をお引取りにならない場合、住所不明、その他の事由で、寄託物お引取り勧告が出来ない時、又は第13項による賠償金のお支払いの無い時は、当社はお客様に対する何らかの通知勧告なしに任意の方法、時期及び価格で寄託物を処分して、その代金で未払い保管料金、賠償金、延滞金、その他の費用に当てる事があります。尚、寄託物が換算できないと認められた時は、これを廃棄する事があります。廃棄にかかる費用についてもお客様にご負担していただきます。
- お客様がこのご利用の規則に違反した時、または前項の損害を与えた時は取扱いを中止し直ちに寄託物をお引取りいただきます。
- 原則、連帯保証人を立てていただきます。
- コンテナのご利用料金は別表料金表通りです。
- キャンセル料については、別途協議の上決定します。
- コンテナのご利用料金支払方法は下記の通りです。
 - クレジットカード決済方法
VISA、MASTER、JCB、UC、DC、DINERS、AMEX、NICOS等の会員カードで当月分をクレジットカード会社に支払う決済方法を取っております。
 - 請求の継続的発生
お客様からの解約の連絡がない限り、継続的に請求が発生します。
 - お客様からの解約の連絡がない限り、継続的に請求が発生します。
 - クレジットカード番号変更の連絡
お客様のクレジットカード会員番号、カード有効期限、氏名に変更等があった場合には当社迄ご連絡下さい。
 - 銀行振込、又は銀行自動引落し決済方法
ご利用料金は銀行振込、又は銀行引落し方法で当月27日までに翌3ヶ月分を現金でお支払い頂く前払いの方法を取っております。(尚、お支払いは預金口座より自動引落としの方法を取らせて頂きます。)
※銀行振込、又は銀行自動引落し決済の場合、賃料管理は「保証会社 日本セーフティー(株)または第三者機関」に委託されるものとする。
- コンテナのご利用期間は「寄託契約書」記載の期間とします。「寄託契約書」に記載ある保管終了予定日/月の1ヶ月前までに解約の意思表示が無い場合は更に「寄託契約書」記載の期間を延長することとし、以後も同様とします。
- お客様の寄託物の価額が別紙「寄託契約書」の「収納品時価換算額」欄記載の価額より高い場合でかつ、当社が寄託物について損害賠償責任がある場合であっても「収納品時価換算額」欄記載の金額の範囲内でしか責任を負いません。
- お客様に寄託物をお引取りいただかなければならない場合に、お引取りにならない時は、連帯保証人にお引取り願うこともあります。
- 当該倉庫での事故、トラブルに関しまして当社では一切の責任を負いかねます(お子様を同伴されましての来社はご遠慮ください)。
- 当社が必要と認める場合、サービス利用料金の管理を第三者機関に委託する場合があります。この場合、保証委託契約を第三者機関と締結していただく必要があります。尚、上記手続きに必要な個人情報には第三者機関に開示します。当社は、支払期日を経過したにもかかわらず、当社サービスに係る料金等を支払わない者がいる場合、滞納料金回収の目的で、第三者機関に対し、料金滞納者の氏名、住所、生年月日、不払い額等の個人情報等を提供する場合があります。
- コンテナのご利用に関する一切の訴訟については東京地方裁判所とすることにします。
- この規則書に記載のないものについては、標準トランクルームサービス約款、商法、民法その他国内法に準拠します。